

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：土浦市長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5%
全職員	68.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.0%
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	95.1%
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.1%
31～35年	87.1%
26～30年	90.7%
21～25年	89.2%
16～20年	81.4%
11～15年	85.6%
6～10年	90.2%
1～5年	94.0%

【説明欄】

・ 扶養手当や住居手当について、男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は92.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は79.8%である。

・ 職員数は、(各月の給与支払日に給与を支給した人数の合計) / 12とし、人数について、短時間勤務の職員の場合は、時間を単位として換算している。
例：1週間の勤務時間が、38時間45分のうち25時間50分 → 2/3

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。